

# Interview

## キヤノン 古田清人氏に聞く 化学物質管理



キヤノン(株) 環境統括センター 所長 理事  
古田 清人 (ふるた きよと)

キヤノン 古田 氏 JGPSSI, IECの活動を通して、長年日本の化学物質管理の仕組みづくりに携わってこられた。chemSHERPA構想を実現させた中心人物でもある。

古田氏は、RoHS指令への対応を契機として、情報伝達に関わる仕組みづくり、あるいは国際標準の策定に関わり、約20年近くにわたり化学物質管理関連分野での仕事に向かい合ってきたという。JGPSSI, IEC, chemSHERPAに関わる活動を通じて、化学物質管理の世界では常にキーマンでい続けている。今号では、所属企業キヤノンの取り組みとあわせ、これまでの活動とその背景について語っていただいた。

### キヤノンの環境管理・化学物質管理

— どうぞよろしくお願いいたします。今日は、古田様、キヤノン様の環境管理、とりわけ本誌のテーマでもある化学物質管理分野での取り組みについてお話ししたいと考えております。早速ながら、はじめにキヤノン様の環境分野に対するスタンスをお伺いできますでしょうか。

古田 はい、今日はどうぞよろしくお願いいたします。少ない資源、少ないエネルギーで、高付加価値の製品をつくること、そのようにして資源生産性を最大化させていくということが、われわれの重要なミッションだと思っています。

ところで、環境問題というものは、四つのことに集約されるといわれています。一つには気候変動問題を含

めた省エネルギーということ。それからもう一つには省資源ということ。そしてもう一つが今日のテーマになりますけど、化学物質、有害物質の排除ということです。以前には、この三つに環境問題は収斂されるといわれていたのですが、最近はここに生物多様性という問題が入ってくるようになってきました。これら四つの軸をきちんと押さえていこうというのがキヤノンの基本的な考え方です。

具体的なものをあげますと、こうした考えに基づいて、たとえば製品ライフサイクルで物事をとらえるということがあります。キヤノンでは、製品1台当たりのライフサイクルCO<sub>2</sub>で、年率3%の削減を環境目標としています。

—— どうもありがとうございます。いま、ひろく環境管理という視点でお話しいただきましたが、「化学物質管理」という観点ではどうでしょう。御社の方針をお聞かせいただけますでしょうか。

古田 基本的なことですが、われわれは、安全、安心な製品を提供していかなければなりません。そのためには、当然ながらきちんと法規制に対応していくということが必要になってくると考えています。

それにまた、本当に何年も時間をかけて製品を開発し、その結果として世の中にお出しするというをしています。そのようにしてせっかく開発したのに、世の中にお出ししようと思ったそのときに、法規制に引っかかってしまうということがあったのでは話になりません。先々をきちんと見据えて、確実に法規制対応するということが大切だと考えています。

—— きちんとキャッチアップすることも一筋縄にいかないくらいに、最近では国内外で法規制の変動が激しくなっておりますが、社内の皆さんに向けて、そのような情報を周知するために、どのようなことをなされているのでしょうか。

古田 当社には環境マネジメントシステムがあって、これを通じて情報を提供しています。社内で教育を受け、そこである一定のレベルになったということを認定された知識のある人たちが、このシステムをハンドリングするんです。新しい情報は常にそれらの人たちに提供されています。

—— 社内の教育というのはどのようなものですか。

古田 e-ラーニングのシステムです。世界中に、これで教育しています。

—— サプライヤー企業への対応という面では、何か留意されていることはありますか。

古田 いえ、特にはないですね。当社はグリーン調達基準書を発行していて、そこにはグリーン調達基準書を守ってくださいということが明記されていますので。ですから、サプライヤーさんにはそれをしっかり守っていただいております、調査にもきちんと協力していただいております。

# 各国の罰則規定

DIC(株) レスポンシブルケア部 法規制グループ  
マネージャー 井上 雅人 (いのうえ まさと)

## はじめに

### 何故化学品法規制が定められているのか

昨今、様々な国で化学品法規制の制定や改正が頻繁に行われ、管理が強化されている。化学企業はその対応に追われているものと推察する。また、サプライチェーンがグローバルに広がっている昨今、他国の化学品法規制への対応も必要であり、その難易度は上がっている。

化学品法規制について説明をすると、「違反するとどのような処罰があるのか」「罰金はいくらなのか」といった点を真っ先に気にする方がいる。確かにこれらはビジネスに直接・間接的に影響を与えるため、気にされるのも無理はない。しかし、そもそも何故これら化学品法規制が定められているのか、その目的についてまず考えてみたい。

大きな流れとしては、ご承知のとおり「持続可能な開発」に関する国連を中心とした取り組みである。ここで定められた「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」との目標が、各国にGHSをはじめとする化学品法規制の制定や改正を行わせる推進力の一つとなっている。

また、大きな事故や健康被害を契機として、同様の事故・被害を繰り返さぬよう化学品法規制が制定されたり、改正されたりすることも多い。例えば、PCB(ポリ塩化ビフェニル)による環境汚染問題が制定の契機となった日本の化審法、イタリアのセベソでのダイオキシン汚染事故が契機のEUの大規模事故災害防止指令(Council Directive 96/82/EC 通称セベソII指令。現在はEU Directive 2012/18/EU 通称セベソIII指令に改訂されている)、塩素系洗浄剤による胆管がん問題を契機にリスクアセスメントの義務化が課せられた日本の安衛法改正などがある。

すなわち、化学品法規制に違反する行為は、持続可能な開発を阻害したり、大きな事故や健康被害を引き起こしたりするおそれがあるものである。よって、このような行為は自分自身、回りの人、環境、あるいは地球の未来を危険にさらすものであることを、まず肝に銘じておきたい。

## 1. 違反の種類

どのような行為が違反に問われるか、詳細は法規制ごとに異なるが、いくつかのカテゴリーに分類することができる。

## 1.1 禁止物質や規制物質に関する違反

日本化審法の第一種特定化学物質、安衛法の製造禁止物質、韓国化管法の禁止物質やタイ有害物質法の第4種有害物質など、各国で健康や環境に重大な懸念があるため製造や輸入が禁止されている物質がある。これらを製造・輸入することは違反行為である。

また、日本安衛法の製造許可物質、EU REACHの認可対象物質、韓国化管法の制限物質や許可物質、台湾毒管法の第1～4類毒性化学物質など、製造・輸入・取扱いにあたり承認や認可が必要な物質もある。これらを所定の手続きを経ずに製造・輸入・取り扱うことも違反行為である。

## 1.2 新規化学物質登録に関する違反

日本の化審法や安衛法、EU REACH、米国TSCA、中国新化学物質環境管理弁法など、いわゆるインベントリ制度の下では、既存物質インベントリに記載されていない物質(新規化学物質)は事前に登録をして初めて製造・輸入ができる。つまり、新規化学物質を未登録のまま製造・輸入をすることは違反行為である(ただし、各種の免除規定が適用できる場合は除く)。

また、何らかの制限付きで新規化学物質を登録することがある。例えば、日本化審法の少量新規確認や低生産量確認、米国TSCAの少量免除(LVE:Low Volume Exemption)など製造・輸入可能な数量の上限が決められているものや、EU REACH、中国常規申告などのように数量のトン数域や用途が決められているものがある。また、米国TSCAの重要新規利用規則(SNUR:Significant New Use Rule)のように数量や用途の限定だけではなく、廃棄方法や水系への排出制限など幅広く制限をかける制度もある。これらの制限を守らずに定められた数量上限を超過する、認可されていない用途に使用する、といった行為も違反である。

## 1.3 各種届出・報告義務違反

最近では様々な国でリスクベース管理へのシフトが進んでいる影響から、化学物質の製造・輸入・使用状況の報告を要求されるケースが増えてきている。例

えば、日本化審法の製造数量等の届出、米国TSCAのCDR:Chemical Data Reporting、中国簡易申告・常規申告物質の年次報告などが挙げられる。また、韓国化評法の年次報告は2017年分の実績報告をもって廃止されることが決定したが、一方で台湾毒管法の改正案で2019年より年次報告の導入が検討されている。これらの報告を怠る、虚偽の報告をする、という行為も違反である。

## 1.4 SDS・ラベルにおける表示義務違反

各国にGHSが導入されるに伴い、SDSやラベルに関する法規制が整備されている。GHSが導入された国のほとんどでは化学品のGHS分類を行わないこと、GHS分類の結果危険有害性が認められた化学品について、法規制に従ったSDSやラベルを作成しないこと、虚偽の内容を表示することは違反となる。また、国によっては作業場にこれらの危険性を標示しないことも違反となる。

SDSやラベルを作成する目的は化学品の危険有害性を取扱者に対して周知することであるから、取扱者が理解できなければ意味がない。この観点からほぼ全ての国で、SDSやラベルは母国語で記載することが定められている。よって、英語が母国語ではない国に英語のSDSやラベルしか供給しないことも厳密には違反である。

## 1.5 新規有害性の報告義務違反

化学物質の新たな有害性を得たときは、速やかに当局に報告するように定められている国が多い。この義務を怠ると違反に問われる。

## 1.6 その他

化学品法規制が正しく守られているか、規制当局に査察の権限が与えられている国も多い。この当局による査察を拒否する、妨害するといった行為も違反である。

---

## 2. 違反による罰則

---

### 2.1 罰則の種類

各国の化学品法規制で規定されている罰則は概ね以下のカテゴリーに分類できる。

- ・ 罰金
- ・ 違反事実の公表
- ・ 企業活動停止命令(製造・輸入・販売の禁止、市場撤退命令、廃業命令など)
- ・ 許可・認可取消
- ・ 改善命令
- ・ 違反品の差し押さえや没収
- ・ 懲役

### 2.2 各国の罰則例

本項では違反による罰則を国ごとにいくつかピックアップしてご紹介する。なお、全ての化学品法規制の罰則を網羅しているわけではなく、また紙面の関係上ある程度要約しているので参考程度に留め、実際のビジネスに際しては関連法規制をご自身で十分に確認いただきたい。

#### 2.2.1 日本

(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律  
(化審法)

化審法は日本における化学物質に関する基本的な法の一つである。第 57 条から第 63 条に罰則が規定されている。いくつかピックアップしてご紹介する。

第 57 条 以下のいずれかに該当する場合、3 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金、またはその両方。

- ・ 物質ごと・事業所ごとに事業者としての許可を受けずに第一種特定化学物質(一特物質)の製造事業を営んだ。
- ・ 無許可で一特物質を製造した、一特物質使用製品を輸入した、政令で定められた用途以外の用途で一特物質を使用した。
- ・ 無許可で一特物質を輸入した。
- ・ 一特物質に関する事業停止命令に従わなかった。

- ・ 違反行為により製造・輸入された一特物質による環境汚染防止のための命令に従わなかった。

第 58 条 以下のいずれかに該当する場合、1 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金、またはその両方。

- ・ 届出をせず新規化学物質を製造・輸入した。
- ・ 判定通知を受領する前に新規化学物質を製造・輸入した。
- ・ 優先評価化学物質、監視化学物質の有害性調査指示に従わなかった。
- ・ 第二種特定化学物質(二特物質)の製造・輸入予定数量を届け出なかった。届け出た予定数量を超過して製造・輸入した。

第 59 条 以下のいずれかに該当する場合、6 ヶ月以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金、またはその両方。

- ・ 一特物質の製造事業許可を受けた設備を無許可で変更した。
- ・ 届出をせず、または虚偽の届出で一特物質を使用した。
- ・ 一特物質の製造設備や取扱い方法の変更命令、一特物質による環境汚染防止のための命令に従わなかった。

第 60 条 以下のいずれかに該当する場合、30 万円以下の罰金。

- ・ 一特物質の製造に関する記録を怠った、虚偽の記録をした、記録を保存しなかった。
- ・ 優先評価化学物質、監視化学物質、二特物質の製造・輸入数量の実績を届け出なかった。
- ・ 確認を受けた新規化学物質に関する業務、許可を受けた一特物質に関する業務に関する報告を求められたが報告しなかった、または虚偽の報告をした。
- ・ 立ち入り検査を妨害した。

第 61 条 以下の違反行為をした場合、法人に対して以下の罰金刑。

- ・ 第 57 条に関する違反:1 億円以下の罰金刑。



# 労働安全衛生法における 新規化学物質の事前届出制度

合同会社 HatoChemi Japan 代表取締役  
宮地 繁樹 (みやち しげき)

## 1. はじめに

### 1.1 労働安全衛生法と化審法

労働安全衛生法では、昭和 54 年より新規化学物質の事前届出制度を導入している。我が国では昭和 54 年より「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、いわゆる化審法において新規化学物質の事前届出制度が導入されていたが、後追いの形で労働安全衛生法にも同様の制度が導入されたものである。この二つの制度は類似しているものの、その法目的の違いにより、相違しているところも多い。実務としては混乱している事業者も多いと思われる。昨今、企業におけるコンプライアンス意識が高まり、法遵守は企業の果たすべき社会的役割において、最重要項目の一つとなっている。本総説では、労働安全衛生法における新規化学物質の事前届出制度を、化審法との比較に留意しながら説明する。

### 1.2 労働安全衛生法の法目的

労働安全衛生法の目的は、その第一条に明確に示しているように「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること」である。

#### 労働安全衛生法

##### 第一条(法目的)

この法律は、労働基準法と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

下線は著者

また労働安全衛生法は、その第三条で事業者の責務を定めている。ここで事業者の責務は「労働災害の防止のための最低基準を守るだけではない」ことを強調すると共に、「原材料の製造、輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない」と定めている。

#### 労働安全衛生法

##### 第三条(事業者等の責務)

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。(一部省略)

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

下線は著者

また、労働契約法でも、以下のように、使用者の労働者に対する安全配慮義務を定めている。

**労働契約法**

第五条(労働者の安全への配慮)  
 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

当然ながら、労働安全衛生法は、あくまで労働者の安全と健康を確保するという目的より、新規化学物質に対する事前届出制度を導入している。一方、化審法は以下に示すように「人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止すること」を目的としたものである。

**〔化審法の規定〕**

第一条(法目的)  
 この法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。

下線は著者

このように両法の法目的は大きく異なっており、このような法目的の違いが、両法の制度の相違に反映されている。

### 1.3 新規化学物質の事前届出制度

労働安全衛生法では、その第 57 条の 4 において新規化学物質の事前届出制度について定めている。本条では新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者に対してその事前届出の義務を示すと共に、有害性調査の結果により、「労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じる義務」があることを定めている。また厚生労働大臣は届出がなされた物質の名称を公表すると共に、必要があると認めるときは、届出事業者に対して設備の設置等を講ずべきことを勧告をすることができる。とされている。

**労働安全衛生法**

第五十七条の四  
 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質(第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。)以外の化学物質(以下この条において「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査(当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。)を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一. 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。
- 二. 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。
- 三. 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。
- 四. 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品(当該新規化学物質を含有する製品を含む。)として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

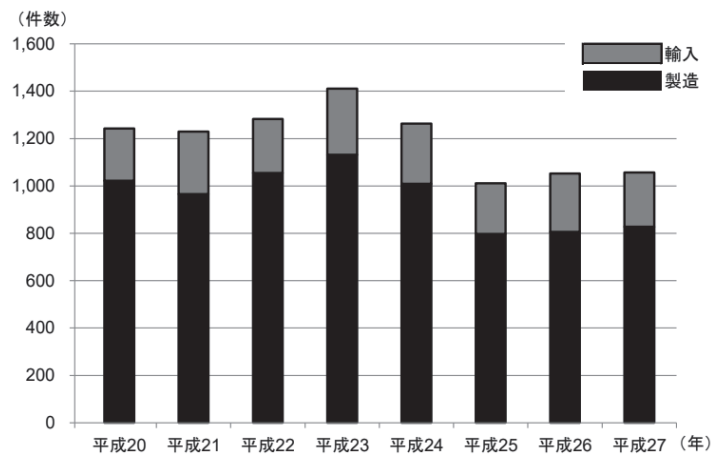
2. 有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。
3. 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合(同項第二号の規定による確認をした場合を含む。)には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。
4. 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

下線は著者

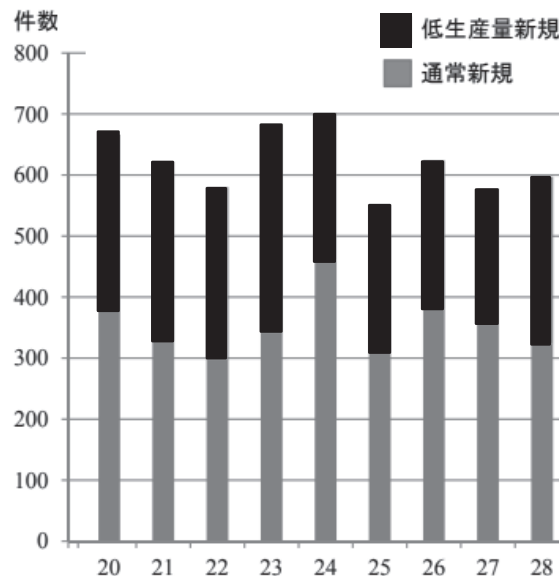
## 2. 新規化学物質の事前届出の状況

### 2.1 労働安全衛生法における新規化学物質事前届出の状況

図表1は平成20年から平成27年までの労働安全衛生法における新規化学物質の製造(輸入)届出の件数の推移を示している<sup>1)</sup>。毎年、1,000～1,400件程度の届出がなされていることがわかる。また、少量新規化学物質の確認物質数は平成27年の1年間で17,367となっている<sup>2)</sup>。



図表1 労働安全衛生法における新規化学物質の製造(輸入)届出の件数の推移



図表2 化審法における新規化学物質の製造・輸入届出の件数の推移

### 2.2 化審法における新規化学物質の事前届出の状況

図表2は化審法における平成20年度から平成28年度までの新規化学物質の製造・輸入届出及び低生産量新規化学物質の特例申出の件数の推移を示している<sup>3)</sup>。

新規化学物質の製造・輸入届出の件数は低生産量新規化学物質の特例申出の数も含めると、毎年約500～700件である。また少量新規化学物質の申出数は平成28年度において35,848件である<sup>3)</sup>。

後述するように、両法の新規化学物質事前届出制度は単純に比較することはできないが、化審法における少量新規化学物質の申出数から考えると、労働安全衛生法における少量新規化学物質の確認申請件数はやや少なすぎるように感じられる。



# ～ 各社の化学物質管理 ～

## 第25回

## 当社におけるめっきと化学物質管理のかかわり

(株)特殊鍍金化工所 技術部門統括部長

露木 広治 (つゆき ひろはる)

### はじめに

めっきは、工業用製品、装飾用品など生活の中でいたるところに使用され不可欠な存在である。しかし、残念ながらめっきについての知識はあまり知られてないのが現実である。環境汚染(公害)の代名詞ともいえる時代があった。現在では数多くの化学物質を使用していることからめっき業界の多くの企業で徹底した環境対策が行われている。また、EUでは化学物質による人の健康や環境に及ぼす影響が問題となりREACH規則、CLP規則等により人の健康及び環境の保護を保証しなければならなくなっている。めっき業では、化学物質対策には大きく分けて3つの柱があると考えている。①公害防止の観点から排水規制、大気汚染対策がメインとなる規制値遵守対応、②工場内での従業員の労働安全対策としての作業環境測定、労働環境の改善、そして③WEEE・RoHS指令に始まるハザード管理からリスク管理への対応。このように化学物質対策には環境対策(水質、大気)だけではなく、使用している化学物質の管理について直接又はサプライヤーチェー

ンを通じての要求事項が多様化している。また、安全衛生面の観点からも見直しを迫られている。このようなことを踏まえて、当社の環境に対する取り組みを紹介したい。

### 1. めっき業と法規制

多くの化学物質を使用し、素材である部品等にめっきを施すことにより装飾性、機能性の付加価値を付与している。めっき作業工程の一例を図表1(次頁)に示す。各工程において使用している化学物質は多岐多様である。工程内の化学物質管理はもとより、排水規制の遵守、労働環境の改善が重要となる。

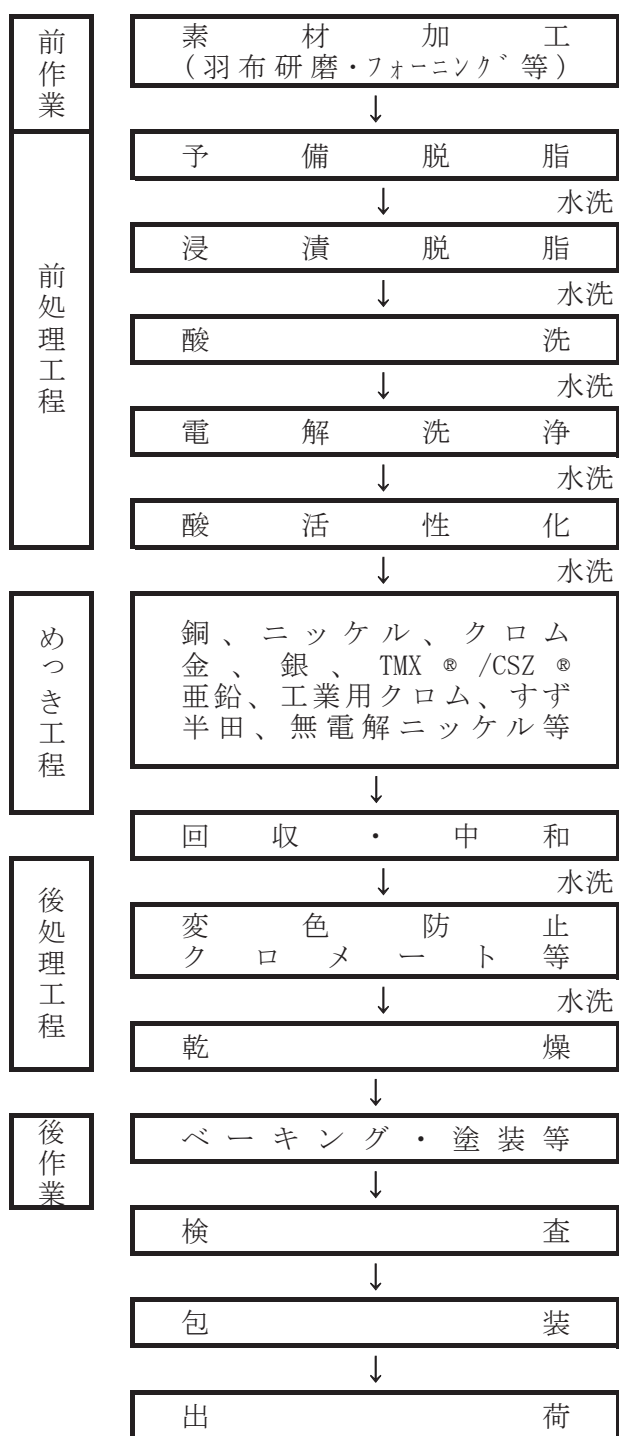
東京都においては、1949年(昭和24年)に全国で初となる公害防止条例が制定された。その後、毒物及び劇物取締法の公布、公害対策基本法の制定があり、工場内で使用している化学物質を無害化して排出することが義務づけられた。そのための排水処理設備、排気洗浄装置の維持管理は重要である。公害防止管理者の選任、処理設備のチェックシート(薬品補充、設備メ

メンテナンス状況等)作成、日々の排水分析、維持管理月報の市役所への報告も必要となっている。規制対象物質の追加、排水濃度基準の見直しが行われ、排水処理設備の更新を含めた改善も重要となった。また、代替物質への転換も余儀なくされている。2011年には、水質汚濁防止法の改正により地下水汚染の未然防止が規定され工場内、めっき槽、配管、貯槽設備の漏洩防止のための点検記録が必要となった。

労働環境では、1972年(昭和47年)労働基準法より、職場における労働者の安全を確保し快適な職場環境を形成することを目的とした労働安全衛生法が分離独立し成立した。めっき業では、使用している化学物質が多岐にわたるため技能講習による作業主任者(特定化学物質、有機溶剤等)の取得が必要となった。めっき種別によりクロム酸ミスト、シアン化合物、有機溶剤、粉じんの作業環境測定も6ヶ月以内に1回行うことが義務付けられた。測定記録の保存も3年~30年となっている。管理濃度の見直しも定期的に行われている。最近では、大阪での印刷会社による胆管がんの発症問題が起きると従来の化学物質規制方法では、健康を害する危険性を防ぐことができないとして、労働安全衛生法の大幅な改訂が行われた。ストレスチェックの実施、受動喫煙防止措置が努力義務となり、2016年(平成28年)からはリスクアセスメントの実施が義務化された。

2000年(平成12年)には、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)の公布、翌年には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)が改正され、PRTR法では462物質、環境確保条例では59物質(内PRTR対象外15物質)、の使用量の届出が、事業所規模により必要となっている。

当社が行っているめっき加工製品のほとんどが移動体通信機器分野であったことより、2001年(平成13年)のS社の事例とEU当局の対応に危機感をもち、電気電子機器に的を絞った対応が急浮上してきた。グリーン調達基準、WEEE指令、RoHS指令への対応が必要となった。RoHS指令での、有害物質6種類の含有量調査、不使用証明書の提出などが求められるようになった。2006年(平成18年)にREACH規則が公布されると安全性データシート(SDS)、認可対象物質(SVHC)の調査票の提出が求められた。米国で2010年(平成22年)に成立した金融規制改革法(ドット・フランク法)により、すず(Tin)、タンタル(Tantalum)、タングステン(Tungsten)、金(Gold)の4種のコプリクトミネラル(紛争鉱物)調査が行われるようになった(図表2、次頁)。



図表1 めっき作業工程例

## 第 25 回 混合物 GHS 対応 SDS 作成手順 / 方法 / 事例 – 各項詳細・法律根拠 –

日東電工(株) 品質・環境・安全統括部門 グループ化学物質管理部  
化学物質管理グループ 主任研究員  
大河内 直樹 (おおこうち なおき)

### はじめに

今回も SDS の 14 項について述べていく。危険物の陸上輸送の法規制体系は、日本は島国であるという理由から独自であることは述べてきた。日本では、危険物輸送時に事故が起きた時、緊急応急措置について記されたイエローカードを携行するという制度がある。運送者のイエローカードの携行は、法的に義務付けられたものであり、事業者は危険物輸送の時はイエローカードを作成せねばならない。今回は、イエローカードの詳細を述べるとともに、容器等級や SDS の記載方法について考えていく。

問 32 実際の試験定量データはないが、ヒトでは、げっ歯類よりも作用が強く出ることなど経験的に毒性が予想される場合、動物実験のデータによらず容器等級を厳しくしてもよいか？

急性の経口毒性の場合、試験はラットで行うのが基本である。ラットは、ネズミの仲間であり、げっ歯類に属する。ヒトではげっ歯類より毒性の影響が強く出ると知られているのであれば、GHS の危険有害性の区分も含め、厳しく分類することは可能と考える。ただし、14 項に記載する容器等級については、注意が必要である。

危険物ならば、国連番号が付与される。容器等級を厳しくすることで、付与されている国連番号の容器等級と異なるようなことがあれば、国連番号の見直しが必要になる。また、副次危険性を持つような場合も、容器等級が変わることで主危険性・副次危険性の優先

# NewsLetter

SGS ジャパン(株) コンシューマ&リテールサービス ケミカルラボラトリー 部門長

博士(工学) 藤巻 成彦 (ふじまき しげひこ)

毎回、欧州連合(EU)などの各国の規制動向を取り上げている。今回はEU以外に、アラブ諸国によるRoHS規制、米国カリフォルニアプロポジション 65 における無有意リスクレベル(NSRL)の適用(グリホサート)、日本の化審法による第一種特化物の指定(Deca-BDEとSCCPs)についても紹介する。

## ■ 【EU】REACH 附属書 XVII の改正

フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、およびフタル酸ジイソブチル(DIBP)に関して、REACH附属書 XVIIを改正する委員会規則が出されている。

この規則案は、附属書 XVIIの記載事項 51 を置き換えるものである。

玩具および育児用品において、可塑剤のフタル酸ジイソブチル(DIBP)の使用、また濃度 0.1 重量%以上の混合物の使用を禁止する。さらに、4 種類のフタル酸エステル類(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、およびフタル酸ジイソブチル(DIBP))のいずれかを、アーティクルの可塑剤中に濃度 0.1 重量%以上含むものの市場投入を禁止する。なお、いくつかの適用除外が用意される。

図表 1 REACH 附属書 XVII の改正

改正案	内容	対象製品	採択提案日
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、およびフタル酸ジイソブチル(DIBP)に関する化学物質の登録、評価、認可および制限(REACH)に係る欧州議会および理事会規則(EC)No 1907/2006の附属書 XVIIを改正する委員会規則	この規則案は、規則(EC)No 1907/2006の附属書 XVIIの記載事項 51 を置き換えるものである。 玩具および育児用品において、可塑剤のフタル酸ジイソブチル(DIBP)の使用、また濃度 0.1 重量%以上の混合物の使用を禁止する。さらに、4 種類のフタル酸エステル類(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、およびフタル酸ジイソブチル(DIBP))いずれかを、アーティクルの可塑剤中に濃度 0.1 重量%以上含むものの市場投入を禁止する。なお、いくつかの適用除外が用意される。	4 種類のフタル酸エステル類を含有する可能性がある可塑剤を含む成形品  フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンチル(BBP)、およびフタル酸ジイソブチル(DIBP)	2018 年下半期